

～相談事例～

こんな時、どうするの？ 建設現場から持ち帰った廃棄物の排出場所は



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(質問1)

当社は設備工事を行っている会社で、設備の交換をする現場から廃棄物を持ち帰り、ある程度まとめて、排出事業者としてマニフェストを発行し、自ら処分施設に運んで、産業廃棄物を処分しています。この場合、マニフェストに記載する廃棄物の排出場所は設備交換した現場か自社の廃棄物置き場かどちらになりますか。

(協会1)

廃棄物の排出場所は設備交換した現場ですので工事現場と言うことになるとと思います。ある程度まとめて処理しているということですが、マニフェストの排出場所には一番多く廃棄物が発生した場所を書き、備考欄にまとめたほかの工事現場名を書くようにすれば、管理しやすいと思います。

(質問2)

産業廃棄物は持ち帰っちゃダメだと言われることもあるが、少量の場合でもダメなのでしょうか。

(協会2)

量が多い少ないではなく、自分の廃棄物か他社の廃棄物かで異なります。貴社が下請けで工事を実施した場合、貴社の工事で発生した廃棄物は元請の廃棄物ということになり、元請業者が排出事業者ということになり、元請業者が処理する必要があります。この場合、元請業者からの委託を受けて廃棄物を処分業者まで運ぶことになり、収集運搬の許可が必要になります。この場合、元請業者の委託内容に従って処理することになりますので、勝手に持ち帰って保管することはできません。

持ち帰ってまとめて処理できるのは、貴社が元請で実施したときに発生する廃棄物であり、貴社が排出事業者になる場合です。また、保管場所が事業場の外で保管面積が300㎡以上の場合にはあらかじめ届出が必要になりますので、御留意ください。

【2月号記事の訂正】

2月号のこのコーナーで、「建設現場等でシールド工法により発生した場合は、建設汚泥となり産業廃棄物に該当し、重金属や有害物質が基準を超えて含まれる場合は特別管理産業廃棄物として、許可を持っている処分業者に委託処理するということになります。」と記載しましたが、カドミウムの含有量で特別管理産業廃棄物に該当するには排出施設が限定されており、建設汚泥は該当しません。従って、カドミウムを含む建設汚泥は、有害な産業廃棄物ということになりますので、訂正させていただきます。なお、法的には産業廃棄物になりますが、処理を委託する場合は有害物質を含むことを必ず委託業者に伝え、適正に処理してください。

廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言等を行う事業を実施しております。詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- 処理業を継続するには人手不足のため、誰か事業を承継してくれないか。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5万円）
- ※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。